**営繕工事設計業務委託共通仕様書**

（令和5年版）

令和5年4月1日以降適用

第１章　総則

1. １　適用

１．営繕工事設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、営繕工事に係る建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務、積算及び設計意図伝達（設計監理）等の業務（以下「設計業務」という。）の委託に適用する。

２．設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。

(1)　質問回答書

(2)　別冊の図面

(3)　特記仕様書

(4)　共通仕様書

３．受注者は、前項の規定により難い場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. ２　用語の定義

　共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１．「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。

２．「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。

３．「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

４．「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。

５．「契約書」とは、別冊設計業務委託契約書をいう。

６．「設計仕様書」とは、質問回答書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。

７．「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び工事別発注概要書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

８．「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

９．「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書を　　　いう。

10．「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。

11. 「特記」とは、１．１の２．(1)から(3)に指定された事項をいう。

12．「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

13．「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

14．「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

15．「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。

16．「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。

17．「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

18．「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19．「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

20．「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。

21．「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

22．「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

23．「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第２章　設計業務の範囲

　設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

１．一般業務の内容は、平成３１年国土交通省告示第９８号（以下「告示」という。）別添

一第１項並びに平成２７年国土交通省告示第６７０号別添一第1項及び第2項に掲げるものとし、範囲は特記による。

２．追加業務の内容及び範囲は特記による。

第３章　業務の実施

３．１　業務の着手

　　受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後１４日以内に業務着手届を発注者に提出するとともに、設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

３．２　設計方針の策定等

１．受注者は、業務の実施に当たり、設計仕様書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第１項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう）を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。

２．受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

３．電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、事前に調査職員と協議し、その承諾を得なければならない。

３．３　適用基準等

１．受注者が、業務の実施に当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。

２．受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ調査職員と協議し、その承諾を得なければならない。

３．適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

３．４　提出書類

１．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

２．受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。

３．受注者は、電子データにより成果品を提出するものとする。提出内容については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」を参考にすること。

４．完成図書等電子データの提出方法は、CD-Rにより行うものとする。

５．業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

３．５　業務計画書

１．受注者は、契約締結後１４日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

２．業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

ア　設計業務内容

イ　設計方針

ウ　業務実施体制及び組織図

エ　担当技術者一覧表及び経歴書

オ　協力者がある場合は、協力者の概要と担当技術者一覧表

カ　業務フローチャート

キ　打合せ計画

ク　その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

上記事項のうち、ク　その他には、３．６守秘義務、３．７個人情報の取扱い（業務責任者及び業務従事者（再委託先を含む。）の管理体制及び実施体制、個人情報の管理状況等）、３．８安全等の確保及び３．９行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

３．受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

４．調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

３．６　守秘義務

１．受注者は、契約事項第６条の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２．受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を３．５に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

３．受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

４．取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

５．受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

６．受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

３．７　個人情報の取扱い

１．受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２．受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらか

じめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達

成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しては

ならない。

６．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理する

ための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を

再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切

な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措

置を講ずるものとする。

７．受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを

知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、

発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が

収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除

後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄

又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

９．受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る

個人情報の管理の状況について、年１回以上発注者に報告するものとする。なお、個人

情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘

匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が

年１回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

10．発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について

　　報告を求め、又は検査することができる。

11．受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど

管理体制を定め、３．５で示す業務計画書に記載するものとする。

12．受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

３．８　安全等の確保

１．受注者は、設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、施設利用者、施設関係者、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

２．受注者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書より行われた場合は、速やかに調査職員に報告しなければならない。

３．受注者は、設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

４．受注者は、設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛

生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

５．受注者は、設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳

守しなければならない。

(1)受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければな

らない。

(2)受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の

使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

６．受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守すると

ともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

７．受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

８．受注者は、設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

９．受注者は、業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。

(1)気象状況等に関して、常時注意を払うものとする。

(2)作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、使用人等を安全な場所に避難させるものとする。

(3)異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。

10．受注者は、作業機械等が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに調査職員及び関係官公庁に通知するものとする。

３．９　行政情報流出防止対策の強化

１．受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、３．５で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

２．受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1)行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2)受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3)受注者は、本業務において社員等に対する指導として次の事項を行うものとする。

1)受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び

派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」と

いう。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2)受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものと

する。

3)受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うものとする。

(4)受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5)受注者は、本業務において電子情報の管理体制の確保として次の事項を行うものとする。

1)受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、３．５で示す業務計画書に記載するものとする。

2)受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

ア　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

イ　電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ウ　電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6)受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはなら

ない。

ア　情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ　セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ　セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ　セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ　情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7)受注者は、本業務において電子情報の事故の発生時の措置として次の事項を行うものとする。

1)受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2)この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

３．10　再委託

１．受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、これを再委託してはならない。

２．受注者は、コピ－、ワ－プロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレ－ス、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

３．受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

４．受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。

なお、協力者が秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

　　５．受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。

　　６．受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

３．11　特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

３．12　調査職員

１．発注者は、契約書の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

２．調査職員は、契約図書に定められた範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

３．調査職員の権限は、契約書に規定する事項とする。

４．調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

　　５．調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、７日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

３．13　管理技術者

１．受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。

２．管理技術者の資格要件は、特記による。

３．管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

４．管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。

５．管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

３．14　貸与品等

１．業務の実施に当たり、貸与又は支給する図書、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。

２．受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。

３．受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

４．受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

３．15　関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

３．16　関係官公庁への手続き等

１．受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

２．受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。

３．受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

３．17　打合せ及び記録

１．設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

２．設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

３．18　条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

３．19　一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

 (1)　関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場

　 合

(2)　天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(3)　受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必

要と認めた場合

３．20　履行期間の変更

１．受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、　　延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

２．受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

３．21　修補

１．受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

２．受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

３．22　設計業務の成果物

１．契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。

２．国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。

３．受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

３．23　検査

１．受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。

２．受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果品並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。

３．受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

(1)　調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

(2)　契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。

４．検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1)　設計業務成果物の検査

(2)　設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

５．電子納品の検査時の対応については、調査職員と協議の上「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」を参考にすること。

３．24　引渡し前における成果品の使用

受注者は、契約書の規定により、成果品の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。